

《投稿論文》

ノーマライゼーションとはなにか

時岡 新

はじめに.

障害者の自立生活を支援するためのプログラムが多数開始されている。このプログラムは、障害者が生きる場所を、定住家族や施設から地域社会へと移行させようとするものである。歴史的にみて、家族や施設はいずれも障害者を「生かす責任」を期待されてきた。しかし自立生活プログラムは、その責任を地域へ割り当てようとするものではない。そこには障害者が「一人で生きていく」試みがある（ただし自立生活運動がめざす目標は多岐にわたっており一括して議論することには困難が伴う）。

自立生活の試みおよびその支援活動は、いずれも独自の「自立」概念を構想し、またそれを実践しようとするものである。このような実践は自立生活という「自己執行カテゴリー」⁽¹⁾の呈示である。自立生活運動とはある社会的関係性においてなされる「生き方」をめぐる不断の要請と合意形成の諸過程であり、ノーマライゼーション概念は、こうした諸過程において戦略的に呈示される説得の資源である（以下ノーマライゼーション概念は引用する議論などに準拠し、それぞれノーマライゼーション原理、ノーマライゼーション理念などと表記する）。

本稿は、説得の資源としてのノーマライゼーション概念を詳しく吟味するための手がかりを準備しようとするものである。本稿が提出するテーゼは次の通りである。第一に、ノーマライゼーション概念を援用しつつなされる諸議論はそれぞれ独自の「障害」観に立脚し、各々の立場から「障害」の克服をめぐる議論が展開される。第二に、ノーマライゼーション概念を用いる議論がめざす

「障害」の克服とは、「適応」と「自己決定」をめぐる認識の省察を志向するものである。第三に、健全者とは社会的関係性からのさまざまな要請にたいする「過度の適応」に成功している構成員である。第四に、ノーマライゼーション概念に依拠した「障害」克服運動とは、「過度の適応」を自明視する社会的関係性の改変を企図した合意形成の諸過程である。第五に、障害者をとりまく差別問題は、日常生活場面における個別具体的な処遇の問題として再構成される。本稿はこれらのテーゼにたいするコメント群である。

1. 「ノーマライゼーション」をめぐる諸議論

1) 「対人処遇のイデオロギー」としてのノーマライゼーション原理

ヴォルフエンズベルガー (Wolfensberger, W.) は、「対人処遇の包括的な…イデオロギー」としてのノーマライゼーション原理を紹介している [Wolfensberger, 1972-1979=1982:47]⁽²⁾。イデオロギーとしてのノーマライゼーション原理の終局的関心事は「逸脱していない通常の行動を可能にしていく」ことであるとされる [Wolfensberger, 1972-1979=1982:26]。障害者は逸脱者とみられる傾向にあり、したがって障害者への対人処遇のイデオロギーとしてノーマライゼーション原理を採用するということは、逸脱の更正、予防を志向するものである。すなわち「逸脱が、社会的な定義によって存在している以上、それを再検討すること、つまり、ある種の差異に否定的な価値を付与しないことで、逸脱はまた、予防され、更正される」 [Wolfensberger, 1972-1979=1982:46] と考えられているのである。

またノーマライゼーション原理とは以上のような議論にもとづき、「可能なかぎり文化的に通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること」と定義され、またここから、「逸脱している人（その可能性のある人）は、年齢や性というような同一の特徴をもつ人たちの文化に合致した（つまり、通常となっている）行動や外観を示しうるようにされるべき」である [Wolfensberger, 1972-

1979=1982:48-49]と主張される。

ヴォルフェンスベルガーによるノーマライゼーション原理をめぐる議論は、対人処遇という視座にたつことで関係性としての「障害」という結論を導出する。すなわち「障害」は障害者自身の身体的特徴であると同時に社会的関係性によって生起するものであると捉えられており、それがいかに克服されあるいは解消されるものであるのかというような課題については、障害者を取りまく（健常者）社会のサービスのありようを中心的問題として議論が展開されている。

2) ノーマライゼーション理念と自立生活運動批判

ノーマライゼーション概念を、「自己決定」あるいは人権をめぐる理念としてとらえる立場もある。またこのときノーマライゼーション理念は、障害者の社会運動を支援するとともにそれらを批判的に検討する指標となっている。

定藤によれば「自立生活」(IL)運動とは、経済的職業的自立や身辺自立を重視する考え方が支配的であった「伝統的な自立観の問題性を鋭く指摘し、身辺自立や経済的自活の如何にかかわらず自立生活は成り立つ、という新たな自立観を提起した」といわれている。とくに「自己決定権の行使を自立ととらえる」考え方が特徴的であり、障害者の人権保障に大きな貢献をしたという[定藤, 1993:8]。しかしノーマライゼーション理念からみるとこうした自立生活運動には一定の限界があるとも指摘する。なぜなら「ノーマライゼーション思想が目指す“重度の知的障害者が親がいなくても生まれ育った地域社会の中で生活主体者として暮らし、その年齢に見合った社会生活を形成していく”ことを保障する視点は不十分だからである」[定藤, 1993:16]。

ここでノーマライゼーション理念は、「障害者の人権擁護の重要思想」であると考えられており、「最重度の心身障害児者が親元から離れて地域社会の生活主体者として生きられるような社会は、すべての住民・市民の正常な経済的生活や家庭生活、人間的発達、地域自立生活をふくむ生活全体の実質的平等を基本的人権として保障することを共通目標とする社会であるという理念と深く連動している」[定藤, 1993:14-16]と述べられている。

定藤は障害者も人権をもった権利主体であり、自己決定をすべきであると主張する(ただし「自己決定」概念の内実について十分な吟味がなされているとは言いがたい)。これは従来障害者の自己決定が満足に達成されてこなかったということへの批判でもある。ここから定藤にとって「障害」とは「自己決定」などの諸権利が十分に保障されていない状態を意味しているように思われる〔定藤, 1993:17-20〕。またこのときノーマライゼーションという考え方は、障害者の人権擁護をめざした思想であると理解されているようである。

3) リハビリテーションとノーマライゼーション

ノーマライゼーション概念に先立ち提出された障害者の生活改善をめぐる理念として、リハビリテーション理論をあげることができる。「リハビリテーション」という言葉の歴史的経緯については上田が詳しく論じている〔上田, 1983:4-51〕。

上田は「障害」を「疾患によって起こった生活上の困難・不自由・不利益」とであると定義し〔上田, 1983:73〕、Impairment(機能・形態障害)－生物学的レベルでとらえた障害、Disability(能力障害)－個人のレベルでとらえた障害、およびHandicap(社会的不利)－社会的レベルでとらえた障害の三層に階層化している。このとき各レベルの障害は結果として社会的不利として現実化しており、これをこそ「障害」と考えるべきであると主張しているのである⁽³⁾。

ここで「社会的不利(handicap)」とは、「疾患の結果として、かつて有していた、あるいは当然保障されるべき基本的人権の行使が制約または妨げられ、正当な社会的役割を果たすことができないこと」を意味する〔上田, 1983:83〕。したがって「…全人間の復権としてのリハビリテーションとは究極的には『社会的不利(ハンディキャップ)』の克服にほかならない」ということができる。また人間が人間らしく生きる当然の権利(基本的人権)が否定され妨げられている状態が社会的不利なのであるから、その解決が『全人間の復権』の究極の目的であるのはいわば当然であると主張されている〔上田, 1983:92〕。

リハビリテーションをめぐる上田の議論において、ノーマライゼーション(ノーマリゼーション)は次のように理解されている。すなわち「ノーマリゼ

ーション（正常化）とは、障害者を異常な人間と見ずに、そのあるがままの姿で正常な人間とまったく同じ権利を享受できるようにしていくべきだという考え方と、同時に障害者やその他の“弱者”（老人、妊婦、子どもなど）を含んだ社会こそノーマルな社会であるという考え方との二つの面を含んだ思想である」。また「『全人間的復権』としてのリハビリテーションの理念には本来（少なくとも萌芽的には）障害者の自己決定権の尊重や、ノーマライゼーション・インテグレーションの思想が含まれていた」との指摘にも注目すべきであろう [上田, 1983:28-30]。

上田は疾患によって起こった社会的不利としての「障害」を克服することが「リハビリテーション」の目標であると主張するが、本稿の関心からみれば、「障害」は身体的欠陥によって環境に適応できないことによって生起する不利益であると考えられている点に注目したい。リハビリテーション理論によれば、こうした不適応を解消していくことが必要とされる。しかしその一方、障害者があるがままの姿で正常な人間と同じ権利を享受できるようにしていくべきであるともいい、それがいわゆるノーマライゼーションという思想であり、またこうした思想は本来的には「リハビリテーション」の理念に含まれていたと述べている。このときリハビリテーション理論による「障害」克服の議論と、ノーマライゼーション理念のもつ一般的性格とは、大きく乖離しているようにも思われる。

2. 「ノーマライゼーション」と「障害」観

1) ノーマライゼーション概念の混乱

これまでにみた議論はいずれも独自の立場、すなわち「障害」観に依拠しながらノーマライゼーション概念の意味内容を考察している。ヴォルフエンズベルガーが示すノーマライゼーション原理によれば、「障害」とはある社会的関係性を前提として、一定の身体的特徴をもつ構成員と彼をとりまく環境との関係性において実現されることが困難な要請、あるいは欲求である。さらにこう

した「障害」は、関係性の改変によって克服されると考えられている。したがってノーマライゼーション理念を実現しようとするためには、障害者と彼をとりまく社会的関係性の構成員との間で、「ノーマル」な生活を実現しようとする主張と合意形成の過程が進行しなければならない。

一方リハビリテーション理論では、健常者と「同じ」ような生活を可能とするために障害者のもつ Impairment を解消することも目標の一つとされるなど、個人属性としての「障害」という基礎的視座から議論が展開される。このとき、たとえばリハビリテーションできない障害者のノーマライゼーションにかんする議論でも明らかなように、ノーマライゼーション概念の位置づけは曖昧である。上田はノーマライゼーションとは障害者を正常な人間と同様の権利主体であると認める思想、また社会的弱者を含んだ社会こそがノーマルな社会であるという思想であると述べている。しかしこのときリハビリテーションできない障害者、スティグマをもつ者、あるいは顕著な機能障害のない障害者にとってノーマライゼーションとはなにか、不明瞭である。とくに身体的機能不全であれ、社会的に生じた不利であれ、いずれにしても更正されるべきものとして議論されている点は、ノーマライゼーション理念に逆行するかのようにもみえてしまうのである。

リハビリテーション理論をはじめ、ノーマライゼーション概念を用いた諸議論を比較することによって、この概念が実に多義的であることがわかる。これはノーマライゼーション概念が志向する状態が不明確であること、あるいはまた「障害」についての明確な定義がなされていないことを意味する。

「障害」観の相違は、具体的には「障害」の克服という目標をめぐる議論の展開として呈示されている。このとき、「障害」観あるいは「障害」の克服をめぐる議論は、おおむね次のような議論から構成されている。第一に「障害」のある状態とはなにかという議論（日常生活の困難など）、第二に「障害」はどのように発生するのかという議論（個人属性か社会的関係性か）である。

ノーマライゼーション概念にもとづくさまざまな試みは、多くの場合障害者自身の改変（端的には「リハビリテーション」的やり方）ではない方法で「障害」の克服を試みようとするものである。したがってすでにある状態、つまり「障害」のある状態で、ノーマルな生活が達成されるようにすることこそが「障

害」の克服であるとされる。このとき変わらなくてはならないのは障害者を取りまく関係性、つまり社会である。したがってノーマライゼーション概念をめぐる議論は、Handicapあるいはスティグマを解消しようとする主張と合意形成の諸過程をめぐる議論を中心として構成されているのである。このときノーマライゼーション概念（あるいは理念）を、スティグマの生成論（たとえばある Impairment がスティグマとなるのは Handicap を帰結するからである、など）という観点から整理することも可能である⁽⁴⁾。

以上のような、ノーマライゼーション概念あるいはノーマライゼーション理念のもつ多義性と曖昧さという困難を、異化と同化という視点の導入によって乗り越えようとする議論もみられる [堀, 1994]。

2) 「同化としてのノーマライゼーション」と

「異化としてのノーマライゼーション」

堀によれば、ノーマライゼーションの思想と実践とは、障害者にたいする伝統的な処遇のあり方への批判と抵抗の中から提出されたものであり、障害者問題を当事者の立場からとらえ直すという意味において障害者問題認識を転回させたものであるという [堀, 1994:83-85]。また上田その他の障害構造論は批判的に検討されるべきであり、それを階層モデルではなく相互作用モデルによって議論することが必要であると主張する [堀, 1994:129-197]。

こうした議論にもとづき、これまでのノーマライゼーションの定義には①障害者の生活を“通常的生活”に近づけること（“生活のノーマライゼーション”、以下「同化としてのノーマライゼーション」）、②すべての人びとが共に生活できるように社会のあり方を変革する（“社会のノーマライゼーション”、以下「異化としてのノーマライゼーション」）という二つの側面があり、矛盾した問題に直面していると指摘している。すなわち「ノーマライゼーションは障害者の通常的生活への同化を一方では目指しつつ、他方、通常的生活を批判しつくり変えようとするのである」 [堀, 1994:92-93]。ノーマライゼーションにおける異化と同化の弁証法的関係が十分に自覚されていないことで、これまでのノーマライゼーションをめぐる議論に混乱が生じているという。

堀によれば、ノーマライゼーション理念の二側面はそれぞれ次のようにコメントされる。第一、「同化としてのノーマライゼーション」について。障害者の生活を通常の生活に近づけることすなわち「他の市民の通常の生活を“ノーマルな状態”と考え、それが障害者にも満たされるようにするという考え方の基底には、障害者も特異な存在なのでなく、人間として同等の存在なのだという障害観がある」。「確かに障害者の特徴や行動が健全者のあり方に近くなれば、障害者を奇異な存在と感じ、忌避するような健全者の態度は薄らぐであろう。しかし、そのことが障害者問題の根本的な解決に道を開くと言うことはできない。なぜならこの考え方は、ノーマルにはなりえない重度障害者の存在の否定に行きつくほかはないからである」[堀, 1994:93-97]。第二、「異化としてのノーマライゼーション」について。「障害についての関係論の見方…は Impairment, Disability, Handicap の区別を前提として、『障害という問題をある個人とその環境との関係としてとらえる』というとらえかたである。この考え方はWHOにおいて深められ、国際的に定着しており、ノーマライゼーションの障害観と考えることができる」[堀, 1994:99]。

関係としての障害という思想はさらに、環境との関係における障害、対人関係における障害、社会的関係における被差別としての障害というレベルに区別されている。障害者が健全者と同じような生活を享受できるように社会環境を整備することは、環境との関係における障害を除去することを意味する。ところが障害者問題は他の二つの関係性により強く規定されているという。堀は下肢障害者の行動が制約される場面をとりあげ、駅にスロープやエレベーターが整備されている状態（環境との関係における障害の解消）と、電車の乗客が彼らを援助する関係（対人関係における障害の解消）とは、それぞれ独立した問題であると指摘している [堀, 1994:101]。

「異化としてのノーマライゼーション」という考え方によれば、「障害」は社会的関係性によって生起すると考えられる。したがって社会的関係性の改変が「障害」の克服である。すると Impairment のあるままで「障害」が克服されることが可能となる。しかし「障害」が生起する関係性、あるいはまた「障害」を生起させない社会的関係性（異なることを承認する関係性）の実像については、さらに考察を深める必要がある。

「障害」を関係性からの要請に応えられない状況であると考えたばあい、異なることを承認する関係性とは、構成員にたいして何らかの要請をしない関係性である。こうした要請、すなわち「障害」を発生させるような要請の内実を明らかにするためには、関係性によって生起する「障害」発生のプロセスを検討する必要がある。還元すれば「障害」を生起させる関係性とは構成員になにを要請しているのか、また要請しないことは「障害」の克服となるかといった観点から、「障害」を生起させるような関係性からの要請とはなにかを検討しなければならないのである。

3) 「障害」親の構成——「適応」と「自己決定」——

ノーマライゼーション概念を用いる諸議論は、社会的関係性からの要請が「障害」を生起させるという「障害」親を呈示する。「同化としてのノーマライゼーション」という議論に依拠すれば、「障害」とは要請されている事項に対応できない状況である。このとき「障害」の克服とは、要請されている事項にたいする対応の達成を意味する。一方「異化としてのノーマライゼーション」という議論にもとづけば、対応不可能な要請をするような社会的関係性が「障害」を生起させる。このとき「障害」の克服とは要請を自明視する社会的関係性の改変、あるいは関係性からの援助を引き出すことを意味する。要請と「障害」の発生との関わりを考察するためには、それぞれの議論における要請の内実を検討する必要がある。

このとき、「障害」発生プロセスを関係性からの要請あるいは関係性との相互作用関係という観点から論じた既存の議論を手がかりとすることができる。たとえば「視覚障害とは、学習された一つの社会的役割である」というテーゼがある [Scott, 1969—1976=1992:23]。スコット (Scott, R.A.) によれば「盲人に特有のさまざまな態度と行動のパターンは、その人の障害という条件に本来そなわっているものではなく、むしろ社会的な学習という日常の過程を通して身についてくる」ものである [Scott, 1969—1976=1992:23]。このような考え方は施設における生活の分析にも適用され、「…盲福祉システムの組織の果たす機能が視覚障害を持った人びとにいかにして盲人らしく振舞えるように教

え込むか」を分析することができる [Scott, 1969—1976=1992:103-130]。またゴフマン (Goffman, E.) の呈示した演技 [Goffman, 1959=1974] とは、一定の相互作用過程において創発する意味空間 (これはすなわち関係性からの要請の束である) への適応過程として読みかえられるであろう。

いずれの議論も、「障害」の発生を、健常者社会との対立図式には抛らず、むしろそれへの適応過程として理解しようとする。ここで検討されていることは、すなわち障害者は関係性から障害者となることを要請されており、それに対応して障害者となるということである。

しかし健常者社会への適応過程は、さらに分節化して把握することが可能である。すなわち、健常者として当然応えるべき要請に応えられない者は、応えられない要請に反目するのではなく、応えられない者として振る舞え、という要請がなされているということが出来る。したがって、健常者として当然応えるべきとされる要請こそが、より根元的な、すなわちノーマライゼーション理念が改善すべき問題とする要請である。

それはリハビリテーション理論の一部、あるいは「同化としてのノーマライゼーション」といった考え方の一部がめざす「適応」であり、また自立生活運動が達成しようとする「自己決定」(権の行使)である。

一方「異化としてのノーマライゼーション」理念は、関係性からの要請による障害の発生を指摘する。ここで「異化としてのノーマライゼーション」という考え方によって改変されるべきであると主張されるのは、やはり関係性の構成員の多数が一般的にみて達成している「適応」の要請であり、自立生活をめぐる種類の「自己決定」のあり方である。

なお「異化としてのノーマライゼーション」理念における「障害」の克服とは、社会的関係性の改変という合意形成が進行することである。したがって説得の資源としてのノーマライゼーション概念を構想するにあたって、要請しないことが「障害」の克服になりうるための論理(「障害者」に「同化する」といった発想も含む)を精緻化することは重要な課題である。

さらにこのとき、「障害」観とは「健常」観でもあることから、ノーマライゼーション概念は「障害」観だけでなく「健常」観あるいはそれらを規定、構成するところの社会観を呈示しているということもできよう。

3. ノーマライゼーション理念の可能性

1) 「過度の適応」

関係性の改変によって「障害」を克服しようとする立場から、「要請」の意味内容をより詳しく意識しまた共有することは、異なることを承認する社会的関係性を構想する手がかりとして重要な課題である。このようなとき、要請に応えている健常者とはどのような構成員であるのかを検討することは有益であろう。

ある身体的、精神的特性は、ある一定の傾向性をもった社会的関係性および要請という条件のもとで「障害」となる。このとき健常者と障害者との差異は彼らの身体的、精神的特性が Impairment となるか否かという、いわば「適応」の程度問題として扱うことが可能である。健常者は自己の身体的、精神的特性の能力限界のもと、disability や handicap の発生を帰結しないような努力によって「適応」を達成していると考えられる。

健常者の日常生活、すなわち「障害」を生起させない「適応」はいかにして達成されるのかを、物理的環境との関係に注目して考えてみよう。たとえば建物の一階から二階に上ってみたい。二階に上るとき梯子を使う、階段を使う、あるいはエレベーターを使うことなどが可能である。それぞれの物理的条件はそれぞれ適応の幅をもっており、たとえばエレベーターは、操作が可能であれば多様な適応能力の水準にあるさまざまな人間を運ぶことが可能である。人間についてみれば、個々人はそれぞれ固有な適応の幅を持っている。多くの場合梯子を利用することが可能な人間は、他の方法も利用可能であろう。反対に梯子、階段での昇降は困難であり、エレベーターの利用を不可欠とする人間もいる。われわれの日常生活は物理的状況と人間状況との適当な組合せによって達成される適応の繰り返しから構成されている。

一方「平均というフィクション」によって「階段」の標準的規格が決定されていることも指摘されよう。人にはそれぞれ適当的な高さがあると考えられるが、人工的である物理的環境の多くは、「平均というフィクション」によって規格化されている。そして多くの構成員はこのフィクションに適応可能なので

ある。すなわちある社会環境は構成員の大多数が「過度の適応」を達成できる範囲で規格化されており、またその構成員の多くは、自分がフィクションに適応しているということに無自覚的なのである。さらにこうした適応が達成できない構成員はしばしば、子ども、老人、そして障害者などと呼称される⁽⁵⁾。

さらに「適応」概念を拡大解釈すれば、環境の側がもつ「許容の幅」と、人間の側がもつ「適応の幅」との相互連関が指摘される。たとえば階段よりもスロープの方が許容範囲が広く、また障害者は健常者よりも適応範囲が狭い。そこで障害者がスロープを利用すれば、希求する登り降りが可能となる。このときスロープは、上階に上ることが「できない」者を、上ることが「できる」者にすると同時に、上階に上ることが「できない」者が「できない」状態のままで、目標を達成「できる」ようにする装置である。

2) 「自己決定」概念の再構成

ノーマライゼーション理念がめざす社会的関係性の改変、あるいは「過度の適応」概念の導入によって、「自己決定」という概念もまた、関係性からの要請にたいする不適応という観点から再検討される。

ノーマライゼーション理念は、障害者もまた自己決定をなすべき権利主体であるにもかかわらず、それが達成されてこなかったと主張する。なぜか。障害者は彼をとりまく物理的環境に適応できない。社会的関係性の構成員に与えられるさまざまな承認は暗黙のうちにこうした適応を前提としており、したがって彼は権利主体として処遇されないのである。ノーマライゼーション理念の主張は、前提となる適応を免除すべきものとするだけでなく、「自己決定」概念の再構成をも企図するものである。

「自己決定」概念は多義的であり、また他の諸概念との相補的連関のなかにある。ここでは次の二側面に注目したい。すなわち自己決定が達成されるためには、社会的関係性において権利主体として承認されることが前提となること、および権利行使のための手段が準備されていることである。ノーマライゼーション理念は、前者について社会構成員の意識変革を、後者について援助の提供を要請するものである。

これまでになされていることは、主として制度的改変である。しかし実際のところ自立生活の実現過程とは、「自己決定」概念の再構成を含む、社会的関係性の改変を企図した主張と合意形成の諸過程である。したがってノーマライゼーション理念は、社会制度や通念といったマクロな側面にとどまらず、日常生活場面における個別具体的な援助、処遇の問題としても把握されなければならない。またこのとき「自立」概念を「自己執行カテゴリー」として呈示しなければならない人々は、彼らの生にたいする意味づけから疎外された関係性のなかに生きており、こうした関係性への注目から、「自立」概念を処遇、援助の側面から再構成するための手がかりを得ることができよう⁽⁶⁾。

以上の議論については、身体障害者の「自己決定」と知的障害者（あるいは精神障害者）の「自己決定」とは異なるのではないかという議論の余地がある。身体障害者にとって自己決定とはなにかという問題と、知的障害者にとっての自己決定という問題は、いずれも社会的関係性にたいする「過度の適応」をめぐる議論として扱われるが、より詳細な検討を要する。しかし少なくとも「自己決定」概念の再構成を経て、知的障害者にたいしてもやはり自己決定のための援助という提案が可能である⁽⁷⁾。

3) 「差別」論との接続

ノーマライゼーション概念を援用した議論にしばしばみられる「各個人が特殊なものであるときにこそ、各個人はそのかぎりにおいてたがいに平等なのである」[Simmel, 1890=1980:436]といった主張の内実は、「われわれが、彼らをたがいに異質的な者の集まりであるとみとめる度合に応じて、彼らをわれわれと同質的であると考えということ、つまり、彼らをわれわれに結びつける全体的な類似は、彼らのあいだに個性が認められる程度に応じて増加する」[Simmel, 1890=1980:447]というような思想にもとづくものであらうと思われる。またこのような観点から、「過度の適応」を要請しない社会的関係性とは、差異性を承認する関係性でもあると考えられる。さらに差異性の承認という視座から、ノーマライゼーション概念をめぐる諸議論は、差別的関係性の改変をめぐる問いに接続可能であるように思われる。

ノーマライゼーション概念を援用した諸議論においても、障害者にたいする差別的解消は重要な課題としてとりあげられている。たとえばリハビリテーションによって適応可能になっても残る差別（たとえばスティグマによるもの）が指摘される。またノーマライゼーション概念そのものにかんする議論においても、従来の「反差別」運動は能力以外の属性による差別を解消しようとするものであったが、これではリハビリテーションの不可能な、つまり適応不可能な障害者にたいする差別的解消が達成されないという問題が残る、などの指摘がみられる〔堀, 1994—1997:122-125〕。能力以外の属性による差別を否定するような「反差別」的運動（つまり能力による差別は完全には否定されない）によって、障害者、とりわけ適応不可能な障害者を取りまく差別的関係性を解消していくことは、困難な課題であるといえよう。

概括的にみて、ノーマライゼーション概念に依拠した議論の多くは、一定程度の適応が達成されてもおお解消されない差別的まなざし（車椅子使用者がスロープによって健常者と同じように職場に行くことができるようになったとして、それが社会的不利の解消にならないことはめざらしくない）にたいして有効な戦略を呈示できていない。一方これにたいして示唆的であろうかと思われる差別論は能力以外の差別を禁じる議論に終始し、能力による差別の解消について議論が不足しているという状況である。

ノーマライゼーション概念・理念および差別論の利点と欠点とは、それぞれに相補的關係であるように思われるが、現在のノーマライゼーション概念をめぐる議論では、それが十分に吟味されていない。たとえばヴォルフエンズベルガーは、障害者にたいする処遇が他の社会構成員にたいするものと異なっていると指摘し、ここからノーマライゼーション原理を、「同じような処遇」および「同様の権利主体としての承認」を要請するものと位置づけている（ただし主として知的障害者の処遇問題に照準している）。このとき「同じような処遇」とは、障害者を「逸脱者とみなさない」、あるいは障害者の外観を通常のものとするのでありとされ、こうすることによって偏見も解消されると考えられている。しかしこれでは、障害者にたいする偏見や差別的意識の生成過程をめぐる議論が明らかに不十分である。

それぞれの議論を総合的に扱うための方途として、「処遇」の問題を、障害

者と彼をとりまく社会的関係性および構成員との相互作用過程という観点からとらえるやり方の有効性が指摘される。ここから、個別具体的な処遇場面における意味の創発過程と、生成した意味によって構成される当事者間の関係性などに注目しながら、差別的関係性の改変を試みることも可能である。これは差別の問題を意識変革の問題ではなく、差別的な現象を変化させるための実践的手続きとして考えることを意味する〔山崎・山崎,1996〕。

ノーマライゼーション理念は、障害者の日常生活をめぐる主張と合意形成の諸過程を経て実現される。ノーマライゼーション概念は説得の資源として援用される。このとき、差別的意識の生成過程に注目しながら社会構成員がもつ認識の枠組みを改変するという試み、および相互作用場面における意味の創発過程に注目しながら個別具体的な処遇のあり方を改変するという試みは、いずれもノーマライゼーション概念を精緻化するための実践的情報を提供するであろう。

おわりに。

ノーマライゼーション概念は「障害」を、「適応」と「自己決定」をめぐる関係性からの要請に対応不可能な状態として把握するための視座を提供する。またノーマライゼーション概念を援用した諸議論が依拠する「障害」観とその克服にかかわる議論から、社会的関係性は構成員による適応の達成によって維持されており、「過度の適応」に対応可能な構成員が健常者としての日常生活をおくっていることが指摘された。

ノーマライゼーション概念を援用しつつ展開される運動は、社会的関係性の改変をめぐる異議申し立てと合意形成の諸過程として把握される。ノーマライゼーションとは、「いま—ここ」（ノーマライゼーション=正常“化”とは、障害者が街に出るその場面ごとに生起する、不断の要請と共感あるいは合意である）において要請する側、およびされる側の判断（反応）を規定する当該社会構成員全体の「認識の枠組み」をいかに改変、あるいは形成していくのかという、きわめて実践的な課題なのである。

またノーマライゼーション概念を人権の実現という視角から考察する議論がある。これは社会生活を、人権思想すなわち「社会化された生」[時岡, 1996a]という観点から、不断の合意形成過程としてとらえようとするものである。どのような社会構成員にとっても「自立生活」は「当然の権利」であるとはいいたい。このようなとき「健常者(社会)は障害者の権利を認めるべきである」という主張は熟慮を必要とする。ノーマライゼーション概念を掲げる運動が目標とする社会状態とはすべて「文化-特定の」[Wolfensberger, 1972-1979=1982:48]なのである。したがって、社会構成員各々にとってのノーマルな状況とはどのようなものであるのかが問い直されなければならない⁽⁸⁾。

自立生活運動とはある生活スタイルを実現するための要請である。したがってノーマライゼーション概念をめぐる議論は、「自己決定」過程を実現するための諸議論が集積したもとして位置付けることができる。ノーマライゼーション理念を追求する運動ではまさに「生の技法」[安積他, 1990-1995]が問われているということができよう。このような意味で地域に住む「われわれ」は、自立生活のパートナーであると同時に、困難そのものでもある。

<注>

- (1) Sacksの議論[Sacks, 1979=1987]にもとづいて山田・好井が呈示した[山田・好井, 1991:122-130]。
- (2) 「対人処遇(human management)」とは「個人、家族、その他の社会システム、あるいは社会一般の受益を願って、現状を維持したり変化させるために、社会的に認許された権限をもつ個人や機関が、個人、家族、その他の社会システムを機能するようにすること」であると定義されている[Wolfensberger, 1972-1979=1982:15]。
- (3) 上田のいわゆる「障害構造論」は、佐藤などによりさまざまな角度から批判的に検討されている[佐藤, 1992]。本稿では「障害構造論」よりもむしろ「リハビリテーション」論の「障害」観に照準したため「障害構造論」の検討は別の機会にゆずる。
- (4) このような観点からは、マイノリティ・グループ発生プロセス一般論への展開も可能である。とくにスティグマ理論によってマイノリティ・グループを同定しようとする場合、それが社会的不利=Handicapとなる過程の分析は不可欠である。
- (5) Wolfensbergerの建物に関する議論[Wolfensberger, 1972-1979=1982:89-121]との相

- 違に注意せよ。また「適応」概念の再構成にあたっては、留意すべき事柄がある。ノーマライゼーションを「過度の適応」としたとき、その例として階段をとりあげると、ノーマライゼーションとはもともと知的障害者をめぐる議論であったものが、身体障害者をめぐる議論にのみ限定されてしまっているのではないかとの指摘がある。が、われわれは知的にも「過度に適応」しているのだ。これを端的に示す事例を挙げることは困難だが、たとえば脳死状態のひとつ、あるいは彼をとりまく家族について考えてみよう。多くの場合これは強いストレスであり、意志決定が不可能であることが少なくない。
- (6) ここでの議論は次のような考察への接続を予定している。第一、ノーマライゼーション概念を援用した運動を、「住まう」 [Bollnow, 1963=1978] 能力の獲得をめざすものとして検討する。第二、「意味づけからの疎外」 [時間, 1996b] 状況の改変を企図した異議申し立てと合意形成の諸過程、あるいは「自由」 [竹原, 1994] を実現するための方途として検討する。第三、ノーマライゼーション理念を実現するための諸過程を、「権利」 [笹澤, 1993] を追求する不断の衝突と選択の連続という枠組みによって分析する。
- (7) たとえば障害者による障害者のための自己主張が当然の権利として社会に受容されていく過程の分析 [Wolfensberger, 1972-1979=1982:264-288] などを参照のこと。
- (8) たとえば筆者が数年前、大手自動車販売会社販売員から聴取したところによれば、昭和50年代にあっても、とくに高齢の購買者からは、AT車が十分な運転能力をもたない者——実際には「カタワ」と表現された——の乗る車であるとして不評であったという。こうした発言を差別的であると糾弾することはたやすいが、むしろ今日の一般常識との落差に驚嘆すべきであろう。

<文献>

- 安積 純子・岡原 正幸・尾中文哉・立岩 真也 1990-1995 【生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学】 藤原書店。
- Bollnow, Otto Friedrich 1963 *Mensch und Raum*, W. Kohlhammer GmbH =1978 大塚 恵一・池川 健司・中村 浩平訳【人間と空間】 せりか書房。
- Goffman, Erving 1959 *The Presentation of Self Everyday Life*, Doubleday & Company =1974 石黒 毅訳【行為と演技—日常生活における自己呈示—】 誠信書房。
- 堀 正嗣 1994-1997 【障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究—】 明石書店。
- Sacks, H. 1979 "Hotrodder: A Revolutionary Category", in G. Psathas (ed.) *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, Irvington Publisher: 23-53. =1987 「ホットロッダー

- 革命的カテゴリー— 山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳【エスノメソドロジー—社会学的思考の解体】:19-37, せりか書房.
- 定藤 丈弘 1993 「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」, 定藤 丈弘・岡本 栄一・北野 誠一編著【自立生活の思想と展望】:2-21, ミネルヴァ書房.
- 笹澤 豊 1993 「<権利>の選択」 勁草書房.
- 佐藤 久夫 1992 「障害構造論入門」 青木書店.
- Scott, Robert A. 1969—1976 *The Making of Blind Men: A Study of Adult Socialization*, Russell Sage Foundation.=1992 三橋 修監訳・金 治憲訳【盲人はつくられる—大人の社会化の一研究—】 東信堂.
- Simmel, Georg 1890 *Über soziale Differenzierung. Soziologische und psychologische Untersuchungen*, Duncker & Humblot.=1980 鈴木 春男・石川 晃弘訳 【社会分化論—社会学的・心理学的研究】 (世界の名著 58), 中央公論社.
- 竹原 弘 1994 「意味の現象学」 ミネルヴァ書房.
- 時岡 新 1996a 「『人権』研究のための基本的考察」【年報筑波社会学】 7:75-90.
- 1996b 「『差別』の諸相」【年報筑波社会学】 8:88-102.
- 上田 敏 1983 「リハビリテーションを考える」 青木書店.
- 山田 富秋・好井 裕明 1991 「排除と差別のエスノメソドロジー—<いま—ここ>の権力作用を解説する」 新曜社.
- 山崎 敬一・山崎 晶子 1996 「差別のエスノメソドロジー—場面の組織化とカテゴリーの組織化—」, 井上 俊 (他) 編【岩波講座現代社会学 15 差別と共生の社会学】:55-74, 岩波書店.
- Wolfensberger, Wolf 1972—1979 *The Principle of Normalization in Human Services*, National Institute on Mental Retardation.=1982 中園 康夫・清水 貞夫編訳【ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質—】 学苑社.

(ときおか あらた/筑波大学大学院)